

(十七) 沖縄県立宮古高等学校後援会規約

(名 称)

第1条 本会は沖縄県立宮古高等学校後援会と称する。

(事務局等)

第2条 本会の事務局は沖縄県立宮古高等学校内（宮古島市平良字西里 718 番地 1）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、沖縄県立宮古高等学校の体育及び文化活動に寄与することを目的とする。

(事業・活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 生徒激励会を開催する。
- (2) 九州及び全国で開催される各種大会等に参加する生徒に激励金を支給する。激励金は次の支給額表により支給する。但し、当該年度の予算により支給額を変更する場合は、その際は、第8条（決議方法）で決定する。

激励金支給額表			
区 分	支 給 額	1～4名	1名あたり
5名以上	1団体あたり	15,000 円	3,000 円

- (3) 必要に応じ、宮古高等学校生徒派遣費及び引率旅費に補助する。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要とする事業または活動を行う。

(会 員)

第5条 会員は、次に掲げるものとする。

PTA 会長、PTA 副会長、各部の父母会員、校長、教頭、事務長、渉外部主任、部活動係、PTA 事務担当。

(役員等)

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会 長 PTA 会長をもって充てる。
- (2) 副会長 PTA 副会長をもって充てる。
- (3) 父母会代表 各部の父母会長または父母代表をもって充てる。
- (4) 会 計 PTA 事務担当をもって充てる。
- (5) 監査員 奈良俊一郎
- (6) 相談役 学校長をもって充てる。

(会議等)

第7条 会議は次のとおりとする。

- (1) 役員会（会長が適宜召集し開催する。）
- (2) 生徒激励会開催について ?その他重要な事項

(決議方法)

第8条 会議の決議は第6条（役員等）で決定し、付議事項については出席者の過半数をもって決定する。会議を欠席する場合は、委任状を提出する。

(収 入)

第9条 本会に必要な費用は寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

附 則

本会則は平成25年5月7日から施行する
平成26年5月7日改正
平成28年5月26日改正
平成28年10月11日改正（全文改正）